

〔別紙2〕

令和8(2026)年度栃木県データ連携基盤活用推進業務評価基準

- 1 評価項目及び各配点は次のとおりとし、令和8(2026)年度栃木県データ連携基盤活用推進業務委託公募型プロポーザル選定委員会設置要領第3条に定める選定委員5名が採点する。
- 2 合計点数の高いものから順に選定委員毎の順位をつける。なお、選定委員は同じ順位をつけてはならない。
- 3 全企画提案者の中で最も多く1位を獲得した者を委託契約候補者とする。なお、最も多く1位を獲得した者が複数の場合は、うち最も多く2位を獲得した者を委託契約候補者とする。
- 4 3のなお書きの場合において、最も多く2位を獲得した者が複数あった場合又はなかった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 5 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(評価項目及び各項目の配点)

(満点100点)

評価項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	(1) 業務目的及び業務内容を十分に理解した提案であるか。	10
2	企画提案の優位性	(2) 県データ連携基盤の活用効果や将来展開を踏まえた適切な助言による、実現性のあるスマートシティサービス案の掘り起こしが期待できるか。	15
		(3) 令和9年度の県データ連携基盤を活用したサービスの実現に向け、専門的視点に基づく効果的な検討が期待できるか。	15
		(4) 効果的な市町ニーズの把握やワークショップ等の企画・運営により、県と市町が共同で取り組む広域的なスマートシティサービス案の創出が期待できるか。	15
		(5) ワーキンググループの県及び市町事業課のニーズをとらえた企画や円滑な運営により、実現可能性を高める具体的な検討と成果の取りまとめが期待できるか。	15
		(6) パーソナルデータ連携基盤の構成や市町との共同利用について専門的な知見を有し、要件等の具体的な整理が期待できるか。	15
3	企画提案の実現可能性	(7) 実施体制が業務を安定的に遂行できるものか。	5
		(8) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5
		(9) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計			100

(選定委員)

選定委員は、次の5名とする。

所属	職名	備考
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長	委員長
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長補佐(総括)	
栃木県総合政策部デジタル戦略課	副主幹	
栃木県産業労働観光部観光交流課	副主幹	
栃木県	最高マーケティング責任者(CMO)	